明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○冷凍保安規則の一部を改正する省令（経済産業五六）　一

〔規　則〕
○人事院規則二―一三（人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任）の一部を改正する人事院規則（人事院二―一三―二）　二

〔告　示〕
○平成二十九年八月十一日から同年八月二十九日までの間における迎賓館赤坂離宮の参観料の額を定める件（内閣府三〇四七）　二
○平成二十九年度における学芸員の資格認定を実施する件（文部科学九七）　二
○内水面漁業の振興に関する基本的な方針を変更する件（農林水産一二六二）　四
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十八条第四項の規定に基づく自主回収の認定取消に関して公示する件（農林水産・経済産業・環境一）　五
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（国土交通七一二）　五
○道路に関する件（中国地方整備局五八）　五
○都市計画に関する件（同五九）　五
○道路に関する件（九州地方整備局一四五）　五

〔国会事項〕
平成十七年人事院公示第七号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一四）　六

〔人事異動〕
内閣　防衛省　六

〔皇室事項〕
法　務　七
公証人任免（法務省）　七
産　業　七
日本工業規格（厚生労働省・経済産業省）　七
国家試験　七
平成二十九年公認会計士試験論文式試験の試験場（公認会計士・監査審査会）　八

〔官庁報告〕
官庁事項　八

〔公　告〕
諸事項　八
官庁　八
財団、有権者申出方、建設業の許可の取消処分、福岡空港回転翼機能移設事業に係る環境影響評価準備書の縦覧・説明会の開催関係　八
裁判所　九
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　九
特殊法人等　九
平成二十八年度林野庁共済組合の決算、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　九
会社その他　九

省令

○経済産業省令第五十六号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十七条の規定に基づき、及び同法を実施するため、冷凍保安規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月二十五日

経済産業大臣　世耕　弘成

冷凍保安規則の一部を改正する省令

冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（用語の定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　可燃性ガス　アンモニア、イソブタン、エタン、エチレン、クロルメチル、水素、ノルマルブタン、プロパン、プロピレン及びその他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの（フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ及びフルオロオレフィン千二百三十四ｚｅを除く。） イ　爆発限界（空気と混合した場合の爆発限界をいう。ロにおいて同じ。）の下限が十パーセント以下のもの ロ　爆発限界の上限と下限の差が二十パーセント以上のもの 二　毒性ガス　アンモニア、クロルメチル及びその他のガスであつて毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物 三　不活性ガス　ヘリウム、二酸化炭素又はフルオロカーボン（可燃性ガスを除く。）	（用語の定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　可燃性ガス　アンモニア、イソブタン、エタン、エチレン、クロルメチル、水素、ノルマルブタン、プロパン及びプロピレン 二　毒性ガス　アンモニア及びクロルメチル 三　不活性ガス　ヘリウム、二酸化炭素、フルオロオレフィン千二百三十四ｙｆ、フルオロオレフィン千二百三十四ｚｅ、フルオロカーボン十二、フルオロカーボン十三、フルオロカーボン十三Ｂ一、フルオロカーボン二十二、フルオロカーボン三十二、フルオロカーボン百十四、フルオロカーボン百十六、フルオロカーボン百二十四、フルオロカーボン百二十五、フルオロカーボン百三十四ａ、フルオロ